

平成 17 年（ワ）第 87 号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 14 名
被 告 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

証 拠 説 明 書 (1)

平成 18 年 2 月 1 日

新潟地方裁判所高田支部 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



号証	標目	原 本・写 の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨	備考
乙 1	新潟地方裁判 所高田支部決 定	原本	平成 17 年 8 月 17 日	新潟地方裁 判所高田支 部 裁判官板垣 千里	原告（旧債権者ら）の仮処分 申立て（新潟地方裁判所高田 支部平成 17 年（ヨ）第 9 号） が却下された事実。	
乙 2	東京高裁決定	原本	平成 17 年 10 月 12 日	東京高等裁 判所 裁判官根本 眞、片野悟 好、小宮山茂 樹	原告（旧債権者ら）の即時抗 告申立て（東京高等裁判所平 成 17 年（ラ）第 1355 号）が 棄却された事実。	
乙 3	最高裁判所決 定（特別抗告）	原本	平成 18 年 1 月 16 日	最高裁第一 小法廷	原告（旧債権者ら）の特別抗 告申立て（最高裁判所平成 17 年（ク）第 1148 号）が棄却さ れた事実。	

乙 4	東京高等裁判 所決定（許可 抗告）	原本	平成 17 年 11 月 7 日	東京高等裁 判所第 5 民 事部 裁判官根本 眞、片野悟 好、小宮山茂 樹	原告（旧債権者ら）の許可抗 告申立て（東京高等裁判所平 成 17 年（ラ許）第 284 号）が 許可されなかった事実。
乙 5	平成 16 年度研 究開発ターゲ ット成果	原本	平成 17 年 4 月	被告	被告の平成 16 年度における 主要な研究成果。
乙 6	2005 研究開発 ターゲット	原本	平成 17 年 5 月	被告	被告の平成 17 年度における 重点的研究目標。
乙 7	独立行政法人 農業・生物系 特定産業技術 研究機構パン フレット	原本	平成 17 年 11 月	被告	被告の活動及び研究実績等に ついて。
乙 8	独立行政法人 農業・生物系 特定産業技術 研究機構パン フレット（縦 長のもの）	原本	平成 15 年 10 月	被告	同上。
乙 9	「遺伝子組換 え食品は危な いという迷信 」論文		平成 12 年 12 月 1 日	北海道大学 教授 大澤勝次	遺伝子組換え食品が危険性を 有していないこと。
乙 10	「遺伝子組換 え作物：世界 の飢餓と GM 作物をめぐる 論争」著書		平成 17 年 4 月 25 日	パー ピン ストラップ ーアンダー セン、エビー シオラー 貝沼圭二翻	遺伝子組換え技術が世界の食 料供給に欠かせないこと。

				訳監修	
乙 11	「遺伝子組換え農作物を巡る世界及び我が国の動向」論文		平成 17 年 8 月 1 日	農業生物資源研究所遺伝子組換え研究推進室 長田部井豊	海外では遺伝子組換え農作物の商業栽培が行われていること。
乙 12	「平成 16 年度に係る業務実績報告書」		平成 17 年 6 月	被告	被告の活動及び研究実績等について
乙 13	北陸研究センターニュース No13	原本	平成 17 年 9 月	被告 中央農業総合研究センター 北陸研究センター	本実験が関係法規全てを遵守して行われていること及び本件GMイネに関し、被告が情報公開を行っていること。
乙 14	平成 17 年度版 「いもち病及び白葉枯病抵抗性イネ (DEF、Oryzasativa L.) 申請書等の概要」		平成 16 年 11 月 17 日	被告	本実験が関係法規全てを遵守して行われている事実。